

# 公 示

「渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所管内の災害時応急対応業務に関する協定」  
締結の公募について  
(協定締結説明書を兼ねる)

標記について、協定締結事業者を公募いたしますので、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所と協定締結を希望される方は、下記により申請してください。  
なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので入札は行いません。

令和8年3月16日

独立行政法人水資源機構  
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦

## 1. 協定の概要等

(1) 協定名：渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所管内の災害時応急対応業務に関する協定

(2) 協定の目的

本協定は、渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所管内において発生した災害時における業務に関し、これに必要な建設機材、資材、労力（以下、「建設資機材等」という）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定めることで、業務を円滑に運営し、被害状況の早期把握、災害の拡大防止及び被害施設の早期復旧を図ることを目的とする。

(3) 協定の内容

- |       |  |
|-------|--|
| ①協定書  | 別紙のとおり   |
| ②協定区域 | 栃木県鹿沼市上南摩町地内及び同市引田地内並びに同市板荷地内の内、渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所管内（別図参照） |

(4) 協定の期間

この協定の期間は、協定締結の翌日から令和10年3月31日までとする。

(5) 総合評価における加点

本協定の締結者は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が実施する総合評価落札方式の競争入札方式において、「企業の技術力」における「地域への貢献度（災害協定の有無）」を評価する方式の場合に加点評価する。

## 2. 参加資格

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ② 機構が発注した工事の請負契約において、本公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者。  
(A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実。

- (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実。
  - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実。
  - (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実。
  - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実。
  - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実。
  - (G) (A) から (F) までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実。
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者。
- (2) 機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち「土木一式工事」の認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 経常建設共同企業体及び事業協同組合等として協定参加申請書を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書等を提出することはできない。
- (5) 協定参加申請書の提出期限の日から協定締結通知までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (6) 機構が発注した工事のうち、令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、土木一式工事に係る工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。
- (7) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が栃木県内に所在すること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 協定締結者の決定方法

協定締結は「2. 参加資格」に掲げる参加資格を満たしている者で行う。

### 4. 担当窓口

〒376-0303 群馬県みどり市東町座間564-6  
独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所 総務課 町田（マチダ）  
電 話：0277-97-2131  
FAX：0277-97-3300  
電子メールアドレス：nyukei\_watarase[@]water.go.jp

※@前後の[]を削除して送信ください。

本件に関する問い合わせは、9時～16時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

## 5. 様式等の交付期間等

(1) 参加希望者に対し、以下のとおり様式等の交付を行う。

- ① 交付期間：令和8年3月16日（月）～令和8年4月13日（月）
- ② 交付資料：協定参加申請書（様式1）
- ③ 入手先：独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所ホームページ。

<https://www.water.go.jp/kanto/watarase/index.html>

(2) 申請書の作成説明会は開催しない。

## 6. 協定参加資格の確認

(1) 協定の締結を希望する者は、協定参加申請書（様式1）を提出すること。

(2) 協定参加申請書の提出

- ① 受付期間：令和8年3月16日（月）～令和8年4月13日（月）
- ② 提出先：4. 担当窓口と同じ。
- ③ 提出方法：書面は持参又は郵送により提出するものとする。

(3) その他

- ① 協定参加申請書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出された協定参加申請書は、本協定の参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 協定参加申請書に虚偽の記載をした者は、参加資格確認の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする場合がある。
- ④ 提出期限日以降の協定参加申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 提出された協定参加申請書は、返却しない。
- ⑥ 本協定の公募に係る資料は、応募するための協定参加申請書以外の目的で使用しないこと。

## 7. 協定締結者等への通知

(1) 「渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所管内の災害時応急対応業務に関する協定」の締結又は非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知する。

なお、通知は令和8年4月20日（月）を予定する。

## 8. 協定非締結者に対する理由の説明

- (1) 非選定の通知を受けた者は、通知したその日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により渡良瀬川ダム総合管理所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (2) (1)の書面の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。
  - ・受付窓口 : 4. 担当窓口と同じ。
  - ・受付時間 : 9時から16時まで。
- (3) (1)の書面は郵送するものとし、他の方法によるものは受け付けない。
- (4) 渡良瀬川ダム総合管理所長は、(1)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

## 9. その他

- (1) 出勤要請に対して、正当な理由なく出勤を拒否した場合には、事由を通知のうえ、協定を解除できるものとする。なお、協定を解除された者とは、以降の協定締結を行わない。

以上

「渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所管内の災害時応急対応業務に関する協定」  
に係る協定参加申請書作成要領

(1) 協定参加申請書の作成様式は、次のとおりとする。

①協定参加申請書

1) 協定参加申請書 ..... 様式1

(2) 協定参加申請書の用紙サイズは、A4判とする。

様式 1

## 協 定 参 加 申 請 書

令和 8 年〇月〇日

独立行政法人水資源機構  
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
商号又は名称 〇〇〇株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
〇〇 〇〇

令和 8 年 3 月 1 6 日付けで公告のありました「渡良瀬川ダム総合管理所思川開  
発建設所管内の災害時応急対応業務に関する協定」を締結したく申請します。  
なお、同公告「2. 参加資格」を満たしていることを誓約します。

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：  
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：  
※2 連 絡 先 1：  
連 絡 先 2：  
メールアドレス：

- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、**押印は不要**です。  
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。  
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所管内の災害時応急対応業務  
に関する協定書（案）

独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所長（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、洪水、地震、火山噴火ほか災害（以下「災害」という。）における状況把握、応急対応（以下「業務」という。）の実施に際し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所管内において発生した災害時における業務に関し、これに必要な建設機材、資材、労力（以下、「建設資機材等」という）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定めることで、業務を円滑に運営し、被害状況の早期把握、災害の拡大防止及び被害施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、栃木県鹿沼市上南摩町地内及び引田地内並びに板荷地内の渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所管内とする。

（業務の実施体制）

第3条 甲は、実施範囲内において災害が発生、又は発生が予想される場合は、書面又は電話等の方法により、乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定め、書面又は電話等の方法により、甲に通知するものとする。
3. 乙は、要請を受けた場合は、直ちに出勤し、被害状況の把握と報告、並びに甲の指示による応急対応を実施するものとする。

（業務の指示）

第4条 業務の指示及び監督は甲が行うものとし、乙は業務の方法について、甲へ協議を行うことができるものとする。

（業務の完了）

第5条 乙は、業務が完了した場合には電話等の方法により、直ちに甲へその旨を報告するものとする。

（業務の実施報告）

第6条 乙は、業務が完了した場合には、速やかに作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等の内訳を甲に報告するものとする。なお、甲は、業務途中段階であっても、乙に使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

（契約の締結）

第7条 甲は、乙に出動を要請したときは、遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

（建設資機材等の通知、報告）

第8条 乙は、予め災害に備え、業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、書面により甲へ通知するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、又は建設資機材の現状について甲が報告を求めたときは、遅滞なく報告するものとする。
3. 甲は、甲が保有する建設資機材等について、予め書面により乙へ通知するものとする。また、著しい変更が生じた場合も同様に通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第9条 甲及び乙は、本協定でいう業務に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

（実施範囲の特例）

第10条 乙は、甲が特に必要として、第2条に規定する以外の範囲に出動を要請したときは、原則としてこれに応じるものとする。

(費用の見積書の提出)

第11条 乙は、業務完了後、当該業務に要した費用について、見積書を甲に提出するものとする。

(損害の負担)

第12条 業務の実施に伴い、甲、乙又は双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は、建設資機材等に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の翌日から令和10年3月31日までを限度とした自動更新とする。

2. 前項による自動更新は、1年毎に行われるものとし、更新中止の申請がない限り、自動更新されるとみなすものとする。

3. 本協定の更新を中止する場合は、当該年度末の2ヶ月前迄に更新中止の申請書を提出するものとする。

(協定の解約)

第14条 甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときには、甲乙協議のうえ、協定を解約できるものとする。

2. 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は、書面による通告をもって協定を解除できるものとする。

3. 甲の出動要請に対して、正当な理由なく乙が出動を拒否した場合には、甲は乙に対して事由を通知のうえ、協定を解除できるものとする。なお、協定を解除された者とは、以降の協定締結を行わない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又は、疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力)

第16条 乙が、独立行政法人水資源機構から工事請負契約に係わる指名等の措置要領に基づく指名停止期間中は、この協定を適用しない。ただし、本協定に基づく業務の実施中においては、この限りではない。

(雑則)

第17条 この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月20日

甲 (住所) 群馬県みどり市東町座間564-6

(氏名) 独立行政法人水資源機構

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦

乙 (住所)

(氏名)